

新姫川第六発電所環境影響評価方法書（案）に係る県関係機関からの意見に対する事業者の見解

No.	ページ	項目名	提出機関	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	—	全般	環境保全研究所	・「土捨場」は草原性の希少種や絶滅危惧種（草本類・低木類・鳥類・昆虫類・カヤネズミなど）の貴重な生息環境となっている可能性がある。十分調査をし、希少種の生息状況を把握するようお願いしたい。また、確認された場合には、保全措置を実施するようお願いしたい。	・調査時には留意し、希少種が確認された場合は専門家の助言を得て、適切な保全措置を検討いたします。
2	—	第3章 第4章	環境保全研究所	・姫川から小滝周辺には希少植物が多く、姫川流域の直接改変される場所や改変の影響が及ぶ範囲の植物分布調査については、詳細に行っていただきたい。特に石灰岩地特有な希少植物、イチョウシダやツゲに自生がみられること、また湿地などにも希少な種類が多いので留意すること。	・調査時には留意し、希少種が確認された場合は専門家の助言を得て、適切な保全措置を検討いたします。
3	—	第3章 第4章	環境保全研究所	・長野県レッドデータブックにおいて小谷村で確認されている植物群落は、今回の事業計画の区域にはないので、特に留意する必要はないが、調査の過程で重要な群落が見つかったときは適切な対応をすること。	・調査時には留意し、希少種が確認された場合は専門家の助言を得て、適切な保全措置を検討いたします。
4	4-4～4-6 4-11～4-15	第4章	環境保全研究所	・大気質の環境要素としている「粉じん等」は具体的に何を対象としているのか。環境基準が定められている「浮遊粒子状物質」及び「微小粒子状物質」についても対象に含まれるのか。	・「発電所に係る環境影響評価の手引き（平成19年1月 経済産業省原子力安全・保安院）では、影響予測する対象を「資材搬入車両の土砂粉じん」、建設機械の稼働に伴い発生する土砂粉じん」としています。したがって、調査対象は粒子が比較的大きい「降下ばいじん」とし、「浮遊粒子状物質」及び「微小粒子状物質」は対象として含んでおりません。
5	4-8	第4章	環境政策課	・第4-1-4表(1) 「地形改変及び施設の存在」による地形及び地質への影響について、導水路が地すべり防止区域の地下を通ることになるが、その影響について検討する必要はないか。	・既設姫川発電所の導水路が計画ルートにほぼ並行して設置されておりますが、現状で地すべりの影響は見られないこと、新設する導水路の土被りが200m程度と深いことから影響は少ないと考えております。
6	4-10	第4章	環境保全研究所	・4-2 調査、予測及び評価の手法の選定及び理由 専門家の助言では、イヌワシ、クマタカ等となっているが、サンバも生息している。サンバの方がイヌワシやクマタカよりも当該事業エリア内または近いところに営巣している可能性が高いので、その生息状況を把握するとともに、営巣や生息が確認された場合は保全措置をとること。	・調査時には留意し、希少種が確認された場合は専門家の助言を得て、適切な保全措置を検討いたします。
7	4-10	第4章	環境保全研究所	・4-2 調査、予測及び評価の手法の選定及び理由 専門家の助言「当該地域は、動物類では猛禽類の他、サンショウウオ、クモツマキチョウ、植物ではフジアザミなど貴重な動植物が確認されていることから、現地調査で状況を良く把握すること。」に同意する。サンショウウオ類については、長野県条例指定種ハクバサンショウウオが生息している可能性もある。	・調査時には留意し、希少種が確認された場合は専門家の助言を得て、適切な保全措置を検討いたします。
8	4-15	第4章	環境政策課	・第4-2-2表(5) 「建設機械の稼働」による粉じん等への影響について、「8 予測地点」に記載の「建設機械の稼働等、工事量が大きいと考えられる発電所建設工事範囲近傍の民家等が存在する地点」には、騒音と同様にP4-26の第4-2-3図に示す最寄り民家地点も含まれるのか。含まれる場合は、その付近で現地調査も行うべきではないか。含まれないのであれば、その理由を明確にすること。	・発電所周辺の工事量と比較し、取水口周辺の工事量が少ないこと、取水口周辺の最寄り民家も発電所周辺の民家よりも離れていること等から影響が小さいと判断したため、予測地点に含んでおりません。
9	4-35	第4章	環境政策課	・第4-2-4表(1) 動物に係る「1 調査すべき情報」で「その他の主な動物」に陸産貝類は含まれるのか。含まれるのであれば、「2 調査の基本的な手法」に追記すること。含まれないのであれば、その理由を明確にすること。	・既存資料を再確認したところ、明星山にムラヤママイマイ、小滝川にニクイロシブキツボ、清水山にヤマメタニシの生息が報告されていました。ムラヤママイマイは石灰岩の岩壁、ニクイロシブキツボ、ヤマメタニシは河川や湧水等の飛沫のかかる岩肌に生息します。しかし改変区域にはこのような生息環境が無いものと考えられるため、現状で「陸産貝類」は調査対象としておりません。
10	4-35	第4章	環境政策課	・第4-2-4表(1) 動物に係る「4 調査地点」において、P4-39の第4-2-6図に円で示されている調査範囲の半径（m）を記載すること。また、魚類、底生動物の調査地点については、P4-41の第4-2-8図で丸で示されているが、具体的にはどのように調査地点を設定するのか。	・動物の調査範囲は、半径500mの範囲としていることを記載します。なお、調査範囲は地形や動物の出現状況など、必要に応じて調整します。 ・魚類は調査地点の瀬、淵、ワンドなど、なるべく多様な環境を抽出して調査を行います。 ・底生生物は、膝程度までの水深の瀬で定量採取を行います。